経営状況分析申請書

建設業法第27条の24第2項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析の申請をします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関代表者

経営状況分析セ	ン	ター西	日々	本株式会社	1
---------	---	-----	----	-------	---

野 茂 男 河 代表取締役 申請者 項番 由 年 月 日 0 年 月 請 令和 日 許可番号 許可年月日 大臣 申請時の許可番号 許可(-) 第 月 日 知事 許可番号 許可年月日 大臣 コード 前回の申請時の許可番号 0 許可(-) 第 号 月 日 知事 査 基 令和 年 月 期間 審查対象事業年度 0 自 年 月 日~至 令和 年 月 2 H 処理の区分 1 期間 審査対象事業年度の 自 年 月 日 \sim 至 年 月 日 処理の区分 1 2 前審查対象事業年度 審査対象事業年度の 0 自 年 月 日~至 年 月 日 処理の区分 2 前々審查対象事業年度 0 法人又は個人の別 (1. 法人 2. 個人) 0 前回の申請の有無 (1.有 2.無) 単独決算又は連結決算 (1. 単独決算 2. 連結決算) 号 又 は 名 フ リ ガ 商 称 商号又は名称 代表者又は個人の 氏名のフリガナ 代表者又は個人の氏名 Ŧ 主たる営業所の所在地 主たる営 業 所 1 電 話 番 当期減価償却実施額 (千円) (千円) 前期減価償却実施額 (備考欄)

連絡先

 所属等
 氏名
 電話番号
 ファックス番号

経営状況分析センター西日本株式会社 経営状況分析業務委託契約約款

この「経営状況分析業務委託契約約款」(以下「本約款」という)は、建設業法第27条の23第2項第1号に定める経営状況分析(以下「経営状況分析」という)の業務委託を申請する者(以下「甲」という)と、建設業法に基づき国土交通大臣により登録された経営状況分析機関である、経営状況分析センター西日本株式会社(以下「乙」という)の間において、経営状況分析の業務委託に関する一切の関係に対して適用する。甲は、本約款の内容を確認し、経営状況分析の業務委託の申請を行うに際しては本約款を承諾したものとする。

(契約の成立)

第1条 甲の「経営状況分析申請書」が乙の許に到着し、乙が分析手数料の支払いを確認した時をもって甲乙間の契約は締結されたものとみなす。 (財務諸表)

第2条 本業務の対象は、法第11条第2項及び同項の関連法令に定める財務諸表に限る。

(追加資料等の提出)

- 第3条 乙は甲に対し、法第27条の24第4項に基づき、本業務を行うために必要と思われる報告又は資料の提出を求めることができる。
 - 2 甲は、予め指定された提出書類等及び業務の必要上乙より要請された追加資料等の提出については、真摯に協力する。
- 3 提出書類等の内容に疑義があるときは、疑義が単純な場合は甲の同意を得た上で乙は評点を算定し、疑義が重大な場合は書類等の再提出を求めた上で乙は評点を算定する。疑義が重大であるかどうかは乙の判断による。

(分析結果の通知)

- 第4条 乙は、本業務を終了したときは、法第27条の25に基づき遅滞なく甲に、分析結果を通知する。
 - 2 乙は、本契約成立後、受領した申請書等に資料の追加提出又は内容に関する問合せ等の必要がない等、特に問題がない場合は、原則として 3日以内に分析結果の通知をおこなう。
- 3 乙は、受領した申請書等に資料の追加提出又は内容に関する問合せ等の必要がある場合は、甲にその旨と本業務遂行期間の延長を通知する。 (守秘義務)
- 第5条 乙は、本業務の遂行上知り得た甲の情報を、第三者に開示、漏洩又は提供してはならない。

(損害賠償責任と免責)

- 第6条 乙が登録機関に遵守すべきものとして定められた「経営状況分析実施マニュアル」に反して業務を行い、その結果甲に損害を与えた場合は、乙は甲の損害を賠償する。
 - 2 乙は、天災・地震・火災その他予測し得ない事由の発生又は電子計算機その他の設備の当該時点における技術水準に照らし不可避的な事由の発生により、電子計算機その他の設備を含め当社機能が停止又は業務遂行不能となった場合、あるいは郵便・電気・通信等の公共設備の機能に障害が発生等の事由により、甲に損害が発生した場合は免責される。

(分析手数料)

第7条 分析手数料は申請書等の到着の日から結果通知書の発送 までの日数が3営業日以内の場合は、郵送申請が13,610円 電子申請が12,560円とする。(但し、日数には、資料の追加 提出、補正及び再提出の時間を含まない。)

(契約の解除)

- 第8条 甲は、第4条第1項の通知を発信するまで、いつでも 本契約を解除することができる。
 - 2 前項の解除は、乙に対し書面の通知で行う。
 - 3 乙は、次の場合には甲に対し一定の期間を定めた催告を なし、その期限までに当該事項が是正されない場合、本 契約を一方的に解除できる。
 - 一 甲が、第3条第1項の規定に基づく報告・資料の提出を しない場合
 - 二 甲が提出した申請書等に不明又は不適切な点が存在した場合に、乙の求める訂正に応じない場合。
 - 4 乙が一旦受領した手数料は、理由の如何にかかわらず返還されない。

(その他)

第9条 前各条に定めの無い事項については、甲乙信義誠実の原 則に則り、別途協議するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 本契約に関して生じた一切の紛争の処理については、 山口地方裁判所宇部支部を管轄裁判所とする。 郵便振替払込受付証明書

貼 付 欄

以上